

苦水3、苦水10、苦水11

2 指定の区域

佐久市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年9月20日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年9月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人長野国連支援交流協会

3 代表者の氏名

小林利夫

4 主たる事務所の所在地

長野市大字大町739番地8

5 定款に記載された目的

この法人は、長野県を中心とする地域及び発展途上国に対して、国連の活動を支援する事業を行い、平和、福祉、安全、環境保全、人権など地球規模での諸問題解決を目指し、国際相互理解の促進に貢献し、国際協力等の公益増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

長野県教育委員会告示第6号

文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第4条第1項の規定により、次のとおり長野県宝に指定します。

平成24年9月20日

長野県教育委員会

名称	員数	所在地	所有者の住所及び氏名又は名称
村松の宝篋印塔	2基	小県郡青木村大字村松字生地1972番11	小県郡青木村大字村松字生地 村松区
園原家住宅主屋、馬屋、神殿（本殿上屋）及び本殿	4棟	木曽郡南木曽町読書3456番地	愛知県知多市日長台360番地 園原 大進

文化財・生涯学習課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年9月20日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年9月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人良風来

3 代表者の氏名

松澤 豊美

4 主たる事務所の所在地

須坂市大字五閑152番地4

5 定款に記載された目的

この法人は、要支援者、要介護者、障害者に関する、介護保険等に関連する事業を行い、医療、介護、福祉に貢献することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年9月20日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年9月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人なごみの会

3 代表者の氏名

手塚 義和

4 主たる事務所の所在地

上田市大字手塚1025番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者が自立生活を営む、就労継続支援センター・地域活動支援センター・グループホーム・ケアホームの運営事業を行い、よって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年9月20日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年9月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 生活応援ネット スキップ

3 代表者の氏名

下井明雄

4 主たる事務所の所在地

飯田市八幡町2103番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域課題に関心のある市民が、その経験と知識を活かし、問題解決に取り組み、おさな子からお年寄りまで、いきいきと生活でき、共に支え合うまちづくりに寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年9月20日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年9月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人こまネット

3 代表者の氏名

渋谷ちよみ

4 主たる事務所の所在地

駒ヶ根市梨の木5番地34号

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、子供達、障害者とその家族に対して、住み慣れた地域において家族的な雰囲気のもとで介護、育成が受けられるための事業を行い、地域福祉に貢献し、高齢者、子供達、障害者の住み易い社会づくりに寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年9月20日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

喀痰吸引等業務管理システム構築業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書のとおりです。

(3) 履行期間

契約の日から平成25年3月31日までとします。

(4) 履行場所

仕様書のとおりです。

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 開発したシステムに関し、アフターサービス及びメンテナンスを迅速に行う体制が整備されている者であること。

(6) 長野県内に本店又は支店を有する者であること。

(7) 過去に国又は地方公共団体において同規模以上のシステム開発業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(8) 仮想化統合基盤上でのシステム構築の実績があること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県健康福祉部健康長寿課介護支援室

電話 026（235）7121

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年10月12日（金）午後3時

- イ 場所 長野県庁 議会棟402号
 (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出期限
 ア 日時 平成24年10月12日（金） 午前10時
 イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570
 長野県健康福祉部健康長寿課介護支援室
 (4) 入札者に要求される事項
 この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年9月28日（金）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
 (5) 入札保証金
 政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 (6) 契約保証金
 政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 (7) 入札の無効
 規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 (8) 契約書作成の要否
 必要とします。
 (9) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。
- 5 その他
 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

健康長寿課介護支援室

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成24年9月20日

長野県松本地方事務所長 北原政彦

- 1 (1) 許可番号 平成24年5月21日
 長野県松本地方事務所指令24松地建第20-2号
 (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 安曇野市豊科5636-1、5639-9、5639-10、5639-11、5639-27、5641、5644、5645、5648-1、5653-1、5654-1、5655-1、5655-3、5655-4、5655-5、5656-3、5656-5、5656-14、5657-2、5657-26、5984、5985-1、5985-2、5986、5987、5988、5989、5990-1、5990-2、5991、5992、5993、5999、6000
 (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 安曇野市豊科4932-46
 安曇野市長 宮澤宗弘
- 2 (1) 許可番号 平成24年7月17日
 長野県指令24建指第27-2号

- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 塩尻市大字広丘郷原字桔梗ヶ原1811-4の内、1811-6
 (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 塩尻市大門六番町3-56
 塩尻市農業協同組合 代表理事 西村泰博
 3 (1) 許可番号 平成24年8月8日
 長野県指令22建指第12-12号
 (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73-70
 (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 松本市島立堀米646-1 伊藤秀樹
 4 (1) 許可番号 平成24年8月8日
 長野県指令24建指第27-5号
 (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 塩尻市大字片丘字上手中嶋9024-1の内、9024-2の内、9024-5
 (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 塩尻市片丘北熊井9024-1 小松久誌

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成24年9月20日

長野県北安曇地方事務所長 長澤一男

- 1 許可番号 平成24年5月31日
 長野県北安曇地方事務所指令24北安地商第29-2号
 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 大町市大町3532-6、3534-1、3536-1、3602-1、3603、3604、3607、3608、3609
 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 大町市大町5830-10
 有限会社北沢土地 代表取締役 北沢幸忠

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成24年9月20日

長野県長野地方事務所長 望月孝光

- 1 (1) 許可番号 平成24年6月29日
 長野県長野地方事務所指令24長地建第4-1号
 (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 須坂市大字塩川字柳原725-2、725-3、726-3、727-4
 (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 長野市権堂町2201
 長野電鉄株式会社 取締役社長 笠原甲一
 2 (1) 許可番号 平成24年8月27日
 長野県指令24建指第28-5号

- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上高井郡小布施町大字都住字居村1001-1
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上高井郡小布施町大字中松194-14 渡邊佳子

建築指導課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年9月20日

長野県北信保健福祉事務所長 白井祐二

- 1 入札の目的
建設工事の請負契約
- 2 工事名
飯山庁舎 屋根塗装工事
- 3 工事箇所名
長野県飯山庁舎
- 4 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 塗装工事について長野県建設工事入札参加資格を有する者うち、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。
 - ア 建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
 - イ 北信地域に本店を有していること。
 - (3) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- 5 工期
契約締結の日から50日間
- 6 支払条件
 - (1) 前金払
原則として、1件の契約額が100万円以上の工事等について、契約金額の4割の範囲内で前金払をします。
 - (2) 部分払
原則として、1件の契約額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数の範囲内で部分払をします。
- 7 関係図書等の縦覧期間及び場所等
建設工事請負契約書（案）、設計図書及び入札心得を、平成24年9月20日（木）から平成24年10月4日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで次の場所において縦覧に供します。
飯山市大字静間1340-1
長野県北信保健福祉事務所 総務課
電話 0269 (62) 3105
- 8 入札手続等
 - (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成24年10月5日（金）午前11時
イ 場所 長野県飯山庁舎 2階201号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。

- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、上記4に掲げる資格を有することを証する書類に経営事項審査結果通知書を添付して、平成24年10月3日（水）午後5時までに上記7の場所に提示し、確認を受けてください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

- (5) 低入札価格調査制度の適用
低入札価格調査制度事務要領（平成13年5月8日付け13監技第47号）第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

- (6) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (8) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (9) 契約書作成の要否
必要とします。

- (10) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

- 9 その他
詳細は、入札心得によります。

健康福祉政策課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」といいます。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」といいます。）を次のとおり行います。

平成24年9月20日

長野県公安委員会

- 1 講習の実施日、実施時間及び実施場所
 - (1) 実施日
平成24年11月13日（火）から平成24年11月16日（金）まで
 - (2) 実施時間
午前9時から午後5時まで
 - (3) 実施場所
千曲市大字磯部1144-4

地方職員共済組合戸倉保養所名月莊

2 受講定員

40人

3 受講の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 講習を受けようとする者は、下記の(2)の受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話（電話番号 026-233-0108）により事前申込みを行ってください、講習受付番号を取得してください。

(1) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。

(ウ) 電話1本につき1人の受付とします。

(イ) 定員になり次第、事前申込みの受付時間内であっても受付を締め切ります。

イ 受付日

平成24年10月15日（月）

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

(2) 受講申込書の提出

講習受付番号を取得した者は、最寄りの警察署に、受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した受講申込書に次に掲げる書類を添付して、10月29日（月）から11月2日（金）までの間に提出してください。

ア 提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真（受講申込書に貼付）1枚

イ 代理人が受講申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 講習手数料

講習手数料（38,000円）は、受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

5 その他

(1) 受講申込書は、長野県内の警察署（生活安全課又は生活安全・刑事課）で交付するほか、長野県警察本部ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）からダウンロードすることができます。

(2) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3032）に問い合わせてください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号のイの規定により放置車両の確認等に関する技能及び知識に関する講習を次のとおり行います。

平成24年9月20日

長野県公安委員会

1 講習の日時及び場所

区分	期日	時間	場所
駐車監視員資格者講習	平成24年11月9日（金）及び11月10日（土）	午前8時30分から午後5時15分まで	長野市川中島町原704の2 北信運転免許センター
〃（修了考査）	平成24年11月16日（金）	午前9時00分から午前11時30分まで	

2 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受けようとする者は、駐車監視員資格者講習受講申込書に必要な事項を記入し、写真（申込み前6月以内に撮影した無帽、無背景、正面、上三分身、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真）を貼って、長野県警察本部交通部交通指導課駐車対策係（長野県庁9階内）に持参してください。

(2) 受付期間

平成24年10月1日（月）から11月1日（木）まで（受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで）とします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(3) 手数料

講習手数料（1万9,000円）は、講習初日に長野県収入証紙により納付してください。

3 その他

(1) 道路交通法第51条の13第1項第2号のイ、ロ又はハに該当する場合は、駐車監視員資格者講習を受講して修了考査に合格し、駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けても、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

(2) 講習についての問い合わせ及び申込書の請求は、長野県警察本部交通部交通指導課駐車対策係（電話 026-234-9921）にしてください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

交通指導課